

參考資料集

平成 8 年 7 月 12 日
文化庁長官裁定

国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項

国宝・重要文化財（美術工芸品等。以下「重要文化財等」という。）の公開は、国民が文化財に親しむ機会を確保する観点から積極的に推進する必要がある。しかし、我が国の文化財は材質がぜい弱なものが多いため、公開によって貴重な文化遺産が損なわれることがないよう保存について細心の注意を払わなければならない。

このため、博物館その他の施設において重要文化財等の公開を行うに当たっては、この要領に基づき適切な取扱い等を行うことにより、公開と保存の調和を図る必要がある。

なお、重要文化財等の材質、形状、保存状態は個々に異なっており、実際の公開に際しては、それぞれの文化財に応じ専門的知識に基づいた責任ある判断を行う必要がある。

1 公開を避けなければならないもの

き損の程度が著しく、応急措置を施しても公開のための移動又は公開によってさらにき損が進行するおそれがある重要文化財等については、抜本的な修理が行われるまで公開を行わないこと。

2 公開の回数及び期間

(1) 原則として公開回数は年間 2 回以内とし、公開日数は延べ 60 日以内とする。なお、重要文化財等の材質上、長期間の公開によってたい色や材質の劣化を生じるおそれの少ないものについては、この限りでないこと。

(2) たい色や材質の劣化の危険性が高いものは、年間公開日数の限度を延べ 30 日以内とし、他の期間は収蔵庫に保管して、温・湿度に急激な変化を与えないようにする必要があること。

3 公開のための移動

(1) 原則として年間 2 回以内とし、移動に伴う環境の変化に十分な対応を行うとともに、重要文化財等の梱包又は移動の際の取扱いは慎重に行うこと。

(2) 材質がぜい弱であるもの又は法量（寸法）が大きいもの若しくは形状が複雑であるものなど、き損等の危険性が極めて高い重要文化財等は、移動を伴う公開を行わないこと。

4 陳列、撮影、点検、梱包及び撤収時の取扱い

陳列、撮影、点検、梱包及び撤収に伴う重要文化財等の取扱いは、十分な知識と経験を有する学芸員が行うこと。

5 公開の方法

(1) 原則として、展示物の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性を考慮して設計された展示ケース内で展示する（法量（寸法）が特に巨大なもの及び材質が特に堅牢なものを除く。）とともに、展示ケースには次の措置を講じること。

展示ケースのガラス等は、十分な強度を有するものを使用すること。

移動展示ケースは重心の位置を低くし、横滑りなどの防止措置を施すこと。

(2) 重要文化財等の材質、形状、保存の状態を考慮した適切な方法によるとともに、次の措置を講じること。

展示ケース内の温湿度調整方法は、展示室の環境や構造及び管理方法を十分に考慮した上、適切な方法を探ること。

巻子装（巻物）のものなどを鑑賞の便宜のために傾斜台上に置く必要がある場合には、原則として傾斜角度を水平角30度以下にすること。

6 公開の環境

重要文化財等の公開は、じんあい、有毒ガス、かび等の発生や影響を受けない清浄な環境のもとで行うとともに、温度及び湿度の急激な変化は極力避けるとともに、次に掲げる保存に必要な措置及び環境を維持すること。

慣らし

多湿な環境に常時置かれてきたもの及び寒冷期に長距離を輸送されてきたものの梱包を解く時は、十分な慣らしの期間を確保すること。

温湿度の調整

温度は摂氏22度（公開を行う博物館その他の施設が所在する地域の夏期及び冬期の平均外気温の変化に応じ、季節によって緩やかな温度の変動はあっても良い。）、相対湿度は60パーセント±5パーセント（年間を通じて一定に維持すること。）を標準値とする。ただし、金工品の相対湿度については、55パーセント以下を目安とすること。

なお、温湿度の設定に際しては、同一ケース内に材質の異なる文化財を展示したり、展示する作品が展示の前に長期間置かれていた保存環境と大きく異なる場合などには、重要文化財等の種類及び保存状態に応じて適切に判断すること。

照度

イ　原則として、照度は150ルックス以下に保ち、直射日光が入る場所など明るすぎる場所での公開を避けること。また、特にたい色や材質の劣化の危険性が高い重要文化財等については、公開期間（露光時間）を勘案して照度をさらに低く保つこと。

ロ　蛍光灯を使用する場合には、紫外線の防止のため、たい色防止処理をしたものを使い、白熱灯を使用する場合には、熱線（発熱）の影響を避けるよう配慮する必要があること。

7 公開の協議

重要文化財等の公開がこの要項によりがたい場合には、事前に文化庁文化財保護部美術工芸課と協議すること。

公開承認施設等の博物館施設に対する実態調査結果

調査の概要

美術工芸品の公開活用の現状を把握するため、国宝・重要文化財（美術工芸品）を保存・公開する公開承認施設等の博物館施設に対して、美術工芸品の公開活用に関するアンケート調査を実施

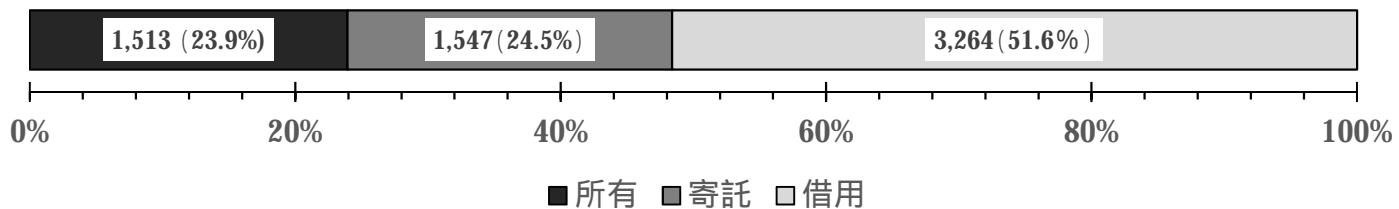
- 調査期間 平成28年11月～12月
- 対象の文化財の種類 国宝・重要文化財（美術工芸品）
- 対象施設数 303館
- | | |
|--|------|
| ・ 公開承認施設（平成28年6月1日時点） | 106館 |
| ・ 過去に公開承認施設であった施設 | 25館 |
| ・ 文化財保護法第53条に基づく指定文化財公開実績施設
(平成24～27年度(過去に公開承認施設であった施設を除く)) | 122館 |
| ・ 国宝・重要文化財（美術工芸品）を所有する施設 | 50館 |
- 回収率 85.1% (258館)
- 回収結果詳細

	対象施設数	構成比	回答施設数	構成比	回答回収率
公開承認施設	106	35.0%	94	36.4%	88.7%
(過去)公開承認施設	25	8.3%	24	9.3%	96.0%
指定文化財公開実績施設	122	40.3%	98	38.0%	80.3%
国宝・重要文化財所有施設	50	16.5%	42	16.3%	84.0%
全体	303	100.0%	258	100.0%	85.1%

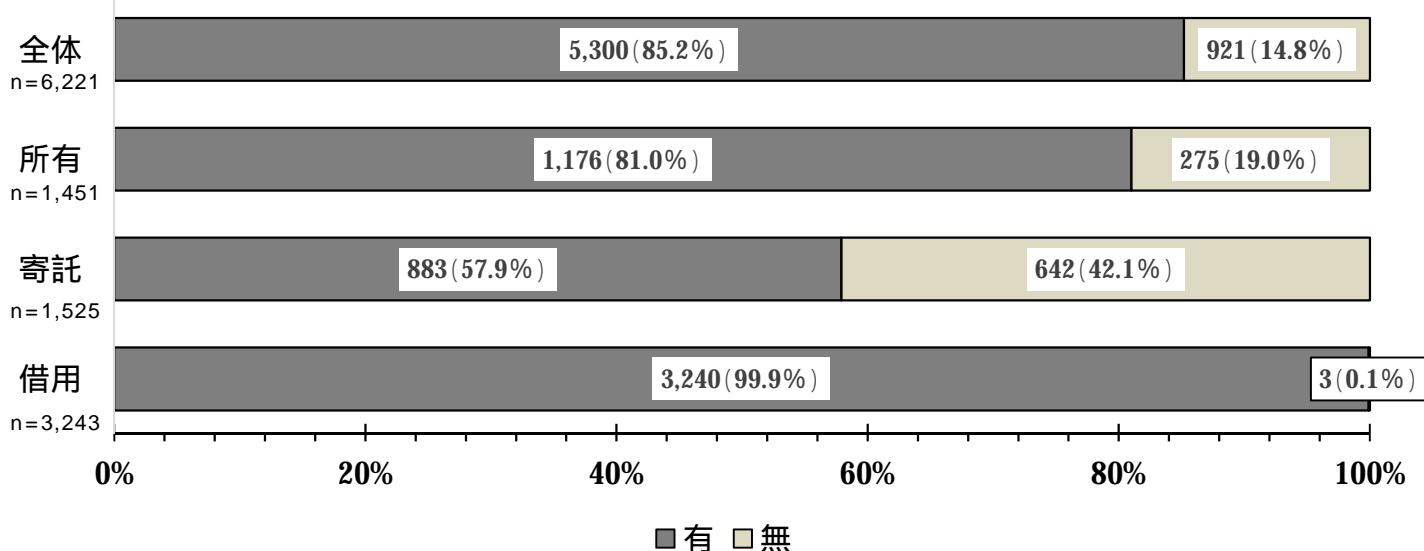
- 調査項目
- 博物館施設における美術工芸品の活用状況
 - 博物館施設における美術工芸品の公開の方法等
 - 博物館施設における美術工芸品の公開の環境等
 - 博物館施設における美術工芸品の公開活用に関する運用等

■ 回答のあった国宝・重要文化財（美術工芸品）の所有・寄託・借用の区分

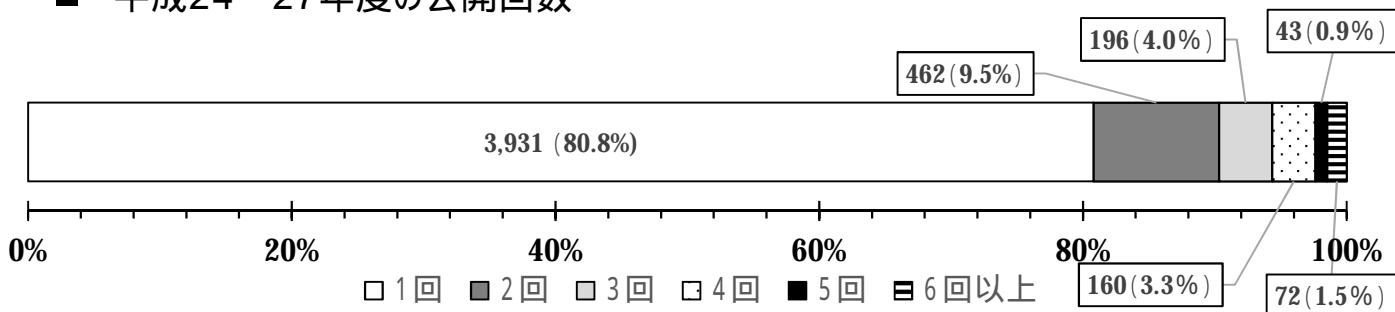
n=6,324



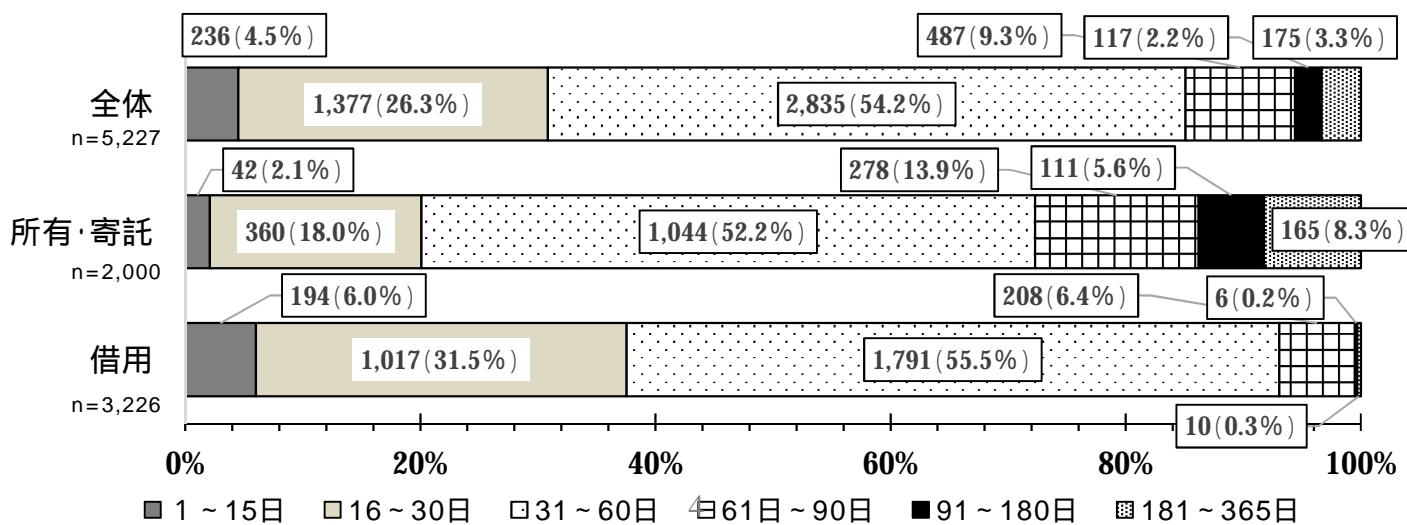
■ 平成24～27年度の公開の有無の状況



■ 平成24～27年度の公開回数

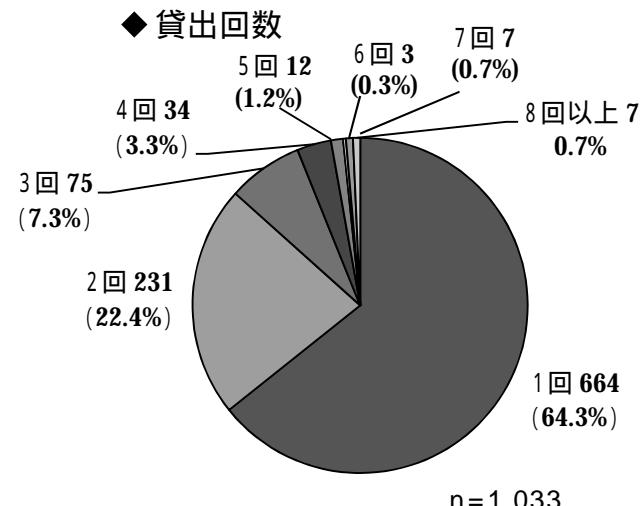
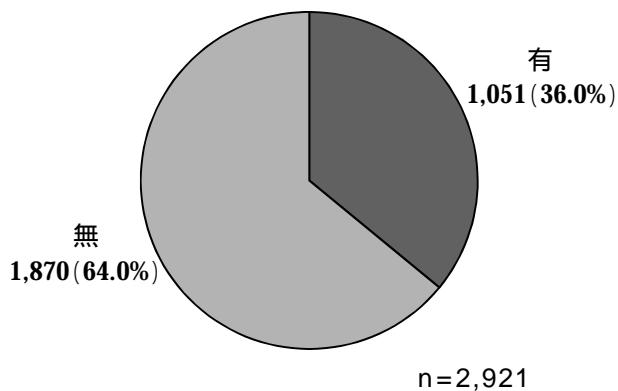


■ 直近公開の公開期間



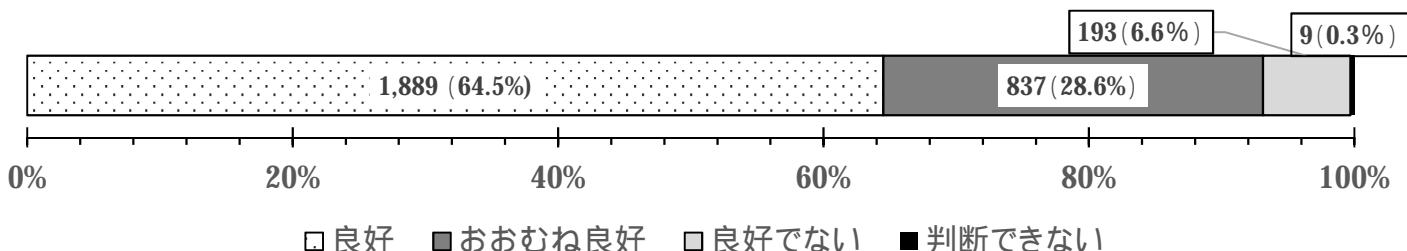
■ 平成24～27年度の貸出状況（所有・寄託）

◆ 貸出の有無



■ 国宝・重要文化財（美術工芸品）の状態（所有・寄託）

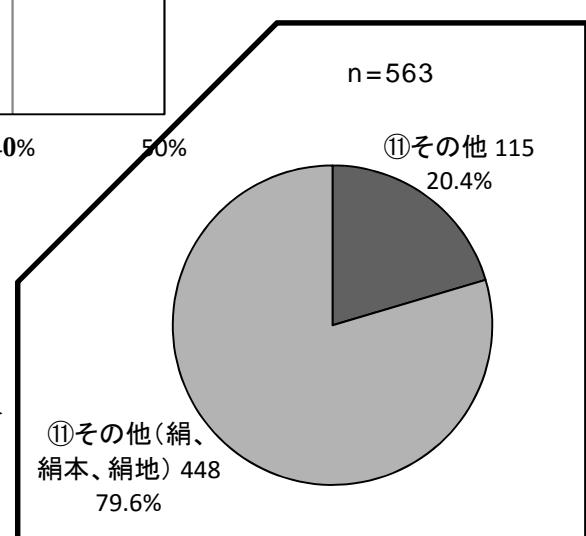
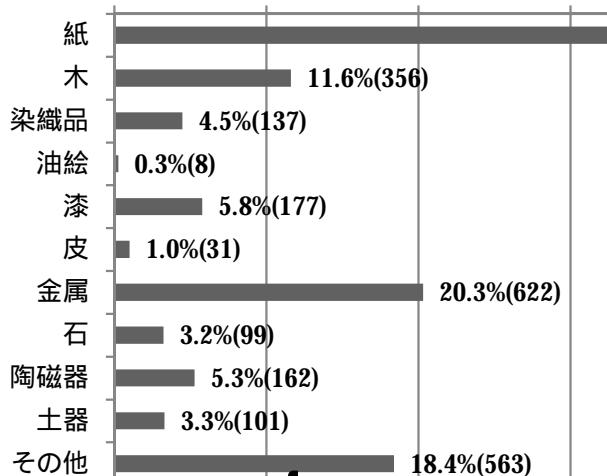
n=2,928



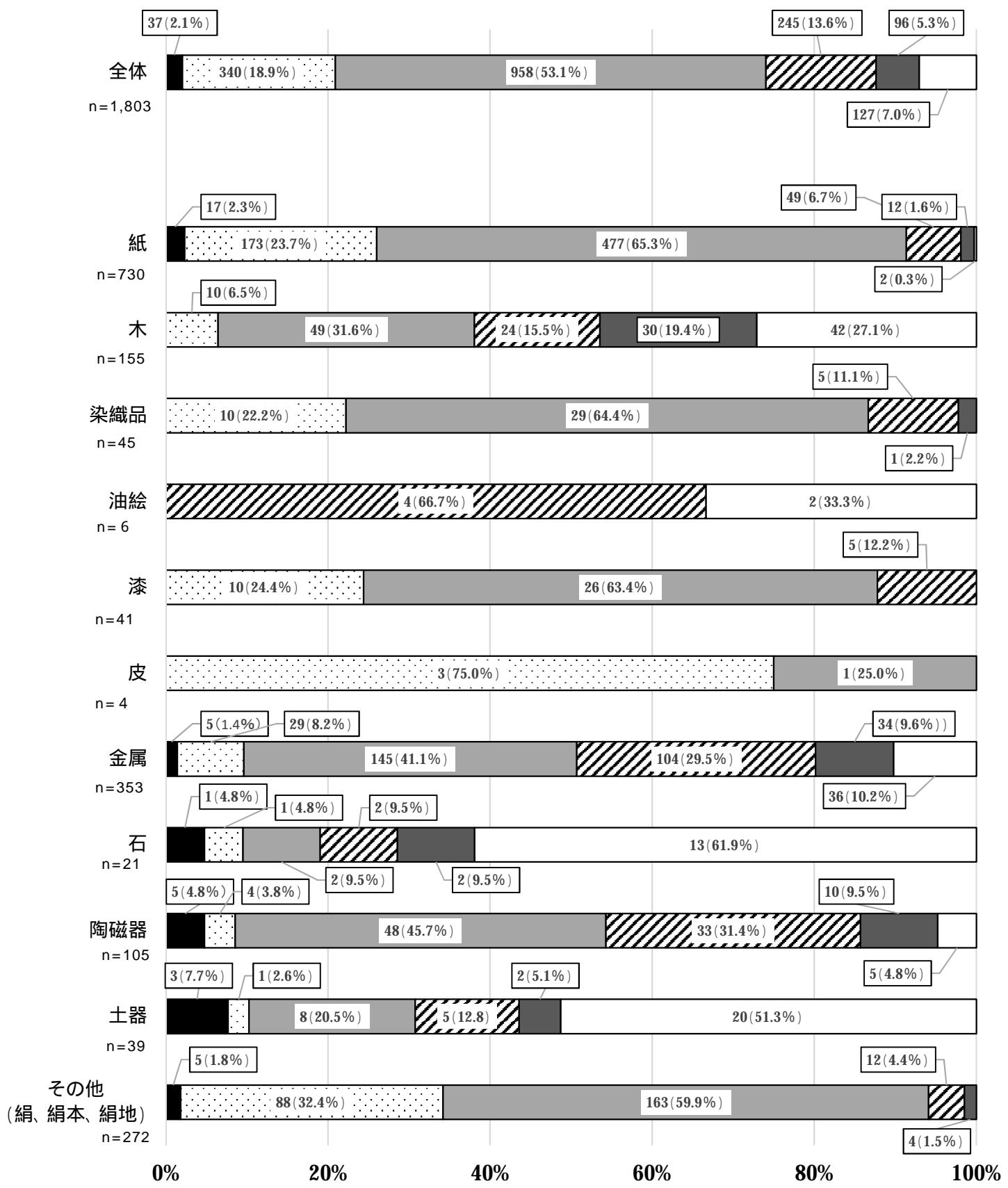
■ 国宝・重要文化財（美術工芸品）の材質（所有・寄託）

複合素材の複数回答を含む

n=3,060



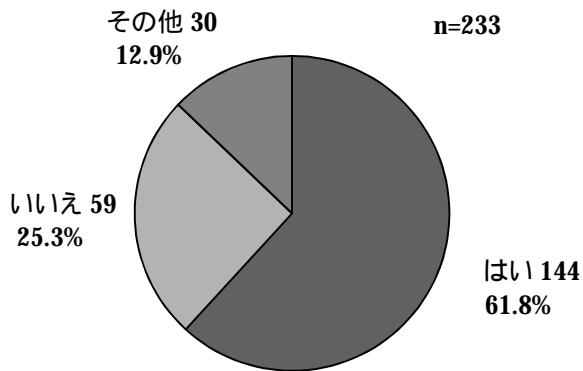
■ 国宝・重要文化財（美術工芸品）材質別公開期間（所有・寄託）



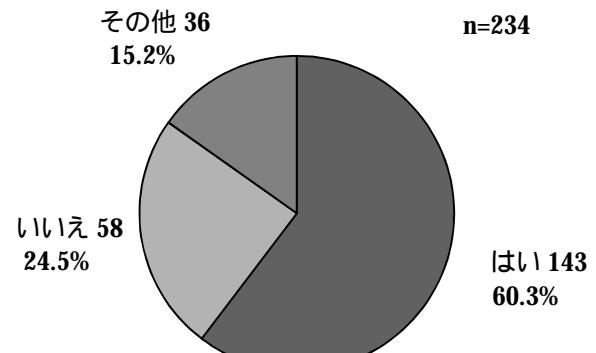
■ 1~15日 □ 16~30日 ■ 31~60日 □ 61~90日 ■ 91~180日 □ 181~365日

■ 国宝・重要文化財（美術工芸品）の公開活用について

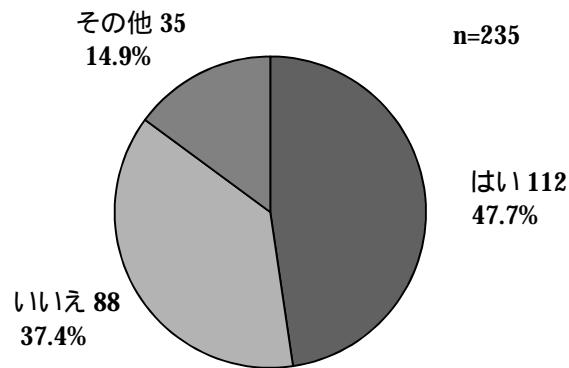
◆ 十分に公開活用ができると感じている



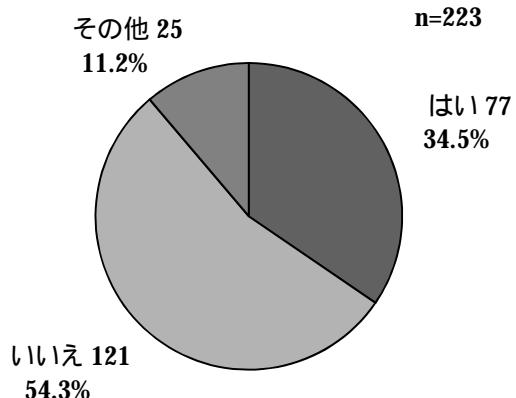
◆ 公開活用のための十分な体制が整っている



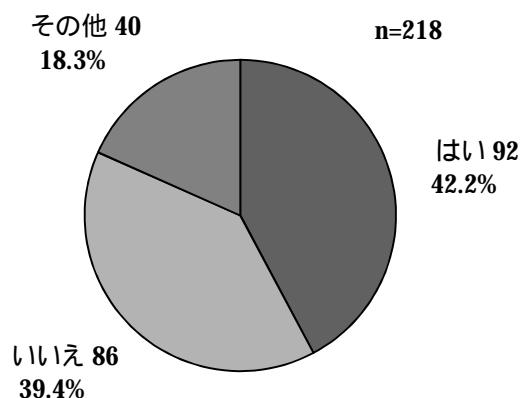
◆ 公開活用のために必要な予算は確保できている



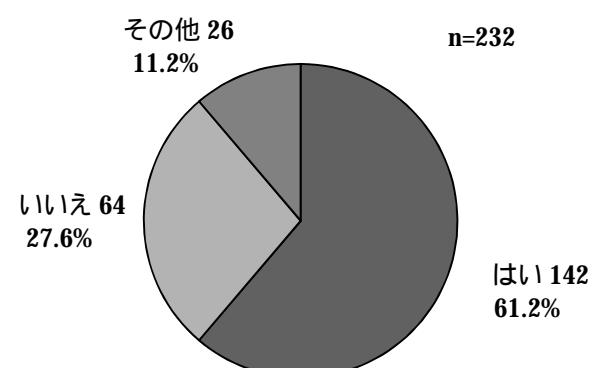
◆ 公開や移動に伴う破損や劣化が危惧される



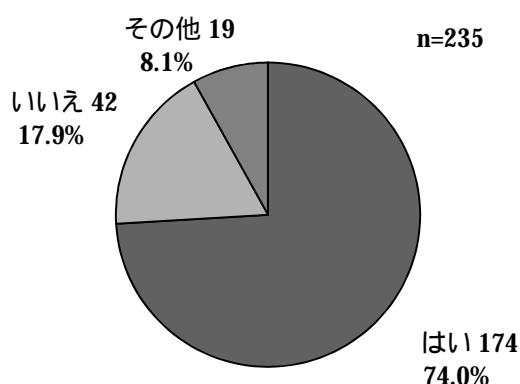
◆ 公開活用よりも、定期的な修復や安定した保存環境の整備が急務と感じている



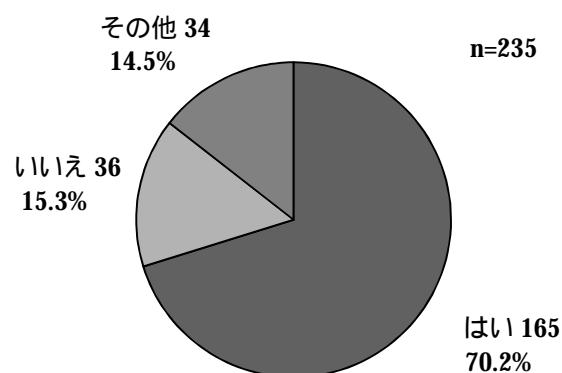
◆ 国宝・重要文化財（美術工芸品）の観覧を主目的に来館する利用者は多いと感じている



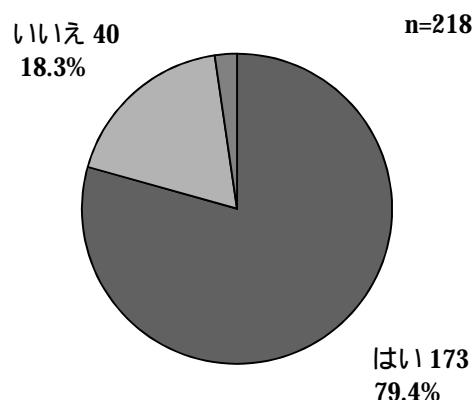
◆ 国宝・重要文化財（美術工芸品）の公開ニーズは近年ますます高まっていると感じている



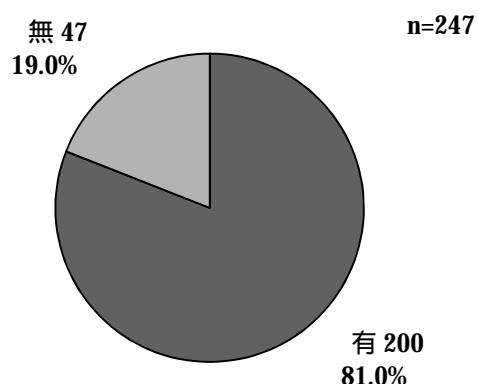
◆ 公開活用を充実させれば、来館者は増える



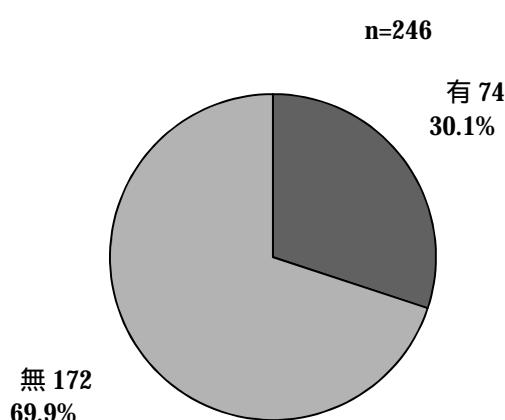
◆ 公開活用を充実させるためには、様々な課題があると感じている



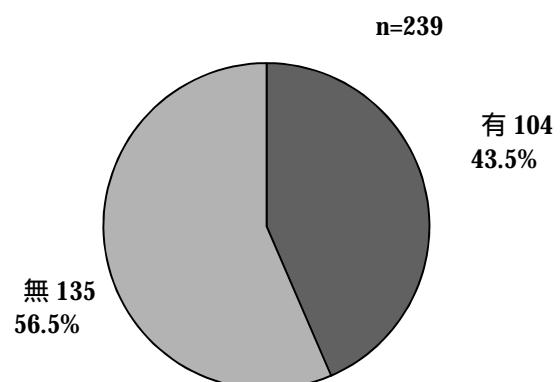
◆ 国宝・重要文化財（美術工芸品）を扱う学芸員の有無



◆ 保存環境、保存科学に関する専門職員の有無



◆ 平成24～27年度の保存科学に関する研修・講座の受講状況



国宝・重要文化財（美術工芸品）の公開活用の充実に向けた課題

■ 代表的な回答と特徴的な回答

< 代表的な回答 >

施設設備上の課題

- ・公開環境を確保できる気密ケースがない。指定品を公開する展示スペースの不足
- ・施設の老朽化により、指定品の展示を行う十分な公開環境を確保できていない
　　文化財の劣化、修復にかかる課題
- ・修理が喫緊の課題だが、修理予算がつかず公開活用ができない
- ・公開活用が進めば、それだけ文化財の破損・劣化の危険が高まることが危惧される
　　運用体制上の課題
- ・資料取り扱いに習熟した専門の学芸員の不在。保存担当学芸員の不足
- ・市町村レベルの博物館では短期的な人事異動も多く、体制が不安定であり、必要な知見や技術の引き継ぎや後継者を育成することが難しい
- ・指定管理者の運用のため委託側から収入や採算性を重視されやすい。指定管理範囲外の問題についての即座の対応が難しく、財政当局に直接訴えることができない

財政・予算上の課題

- ・年々財政が厳しくなり、展示や資料修復関係の予算が削られている
- ・企画展開催のための借用、輸送、保険等の費用の負担が大きい。遠方からの借用ができない
- ・必要な施設設備の改修、適正な人員体制構築にかかる予算の獲得が困難

公開活用にかかる制約、手続き・制度上の課題

- ・年間の公開可能期間・移動回数等の制約。耐久性のある材質の文化財については、緩和してもよいのではないか
- ・公開承認施設の要件を満たせない小規模館では、公開手続きの負担が大きい。展示ケースや、免震台、防火区画整備等の必要工事についての財政補助制度があるとよい

< 特徴的な回答 >

- ・どれだけ公開活用したかは調査や評価の項目になるが、安定的に保存していくことは本来最も重要でありながら評価の対象になりにくく、公開活用ばかりが重視されている印象がある
- ・共催展は観客の集まる展覧会に偏る傾向があり、マイナーな作品や挑戦的なテーマは敬遠される。また基本業務である自館のコレクションの公開活用が消極的となる
- ・作品の意味を中心に据えた展示が重要で、国宝・重要文化財というブランドのみに頼った展示は、作品を消耗させるだけで、指定した意義が失われかねない
- ・実物とレプリカを併用できれば公開促進につながるため、レプリカ製作にも助成を得られるといい
- ・調査研究に集中できる時間が確保できない
- ・公開活用の前提となる収蔵スペースが不足している
- ・借用先の社寺等では学芸員がいない場合が多く、そういう場合へ日常管理や修復整備の助言等、地域の美術館・博物館が協力できる体制づくりが必要ではないか

国宝・重要文化財（美術工芸品）の公開方法、展示設備等に関する課題

■ 代表的な回答と特徴的な回答

<代表的な回答>

展示スペースの課題

- ・独立した企画展示室等がないため、常設展示室を適切に工夫しながら展示を行っている
- ・常設展示室がないため、当館の指定文化財を目当てに来館されるお客様のご要望に応えにくい

展示設備の課題

- ・気密性のある展示ケースがないため、温湿度の影響を受ける資料を展示できない
- ・文化財の展示設備が脆弱であり、適切な温湿度管理が行えず、虫・カビ・塵埃も防げない
- ・気密仕様になっている展示ケース（ウォールケース）が1ヶ所しかないため、厳密な温湿度管理を求められる資料についての対応能力が限られる。移動式の展示ケースには調光機能が付いていない

地震対策上の課題

- ・建物および展示ケース等に免震機能を備えていないため、地震災害発生時の文化財破損対策が課題
- ・特に立体物について、各種免震装置・テグスを使い分けているが個々の判断が難しい

施設の老朽化

- ・施設が古いため、温湿度等、環境を整えやすい施設改修が必要であると考えている
- ・施設は昭和49年建設と古く、老朽化が懸念される。また空調・LEDなどの設備の充実がまたれるが、未解決のままである

予算上の課題

- ・空調機器及び展示ケースのメンテナンスならびに有人警備を行うための予算確保が課題である
- ・全展示室（できれば全館）の照明のLED化を図りたいが、財政事情により実施が難しい

<特徴的な回答>

- ・照明は全てLEDとしているが、資料保護のための照度と、資料のもつ光沢によって、本来の色調が表現できていない必要に応じて展示指導を受けている。現在も文化庁の取扱研修があるが、もう少し機会が多いとありがたい。
- ・蛍光灯照明からLED照明への移行を検討中であるが、現行の器具・配線をどの程度活用できるのか良くわからない。文化財に使用するLED照明のガイドラインが提示されることを希望する
- ・特別展示室内に常設のウォールケースがなく、可動のケースと仮設のケースを利用している。仮設ケースの材料には気をつかっているが、特別展間の期間があまりあけられないため、製作して展示するまでの枯らし期間をあまりとることができない
- ・休館日が少ない（月1回）ため、展示替え等の作業にリスクを伴う

国宝・重要文化財（美術工芸品）の公開環境に関する課題

■ 代表的な回答と特徴的な回答

<代表的な回答>

温湿度管理上の課題

- ・展示室の空調設備が独立していないため、湿度が調整できない
- ・施設老朽化により温湿度が不安定で、小規模な対策を講じて一定の効果を上げてはいるものの、抜本的な改善には至っておらず、万全の環境を確保できていない
- ・移動展示ケースが古く、エアタイト性能が十分でないためか、調湿剤を設置してもケース内の湿度を40%台にすることは困難
- ・予算削減により、収蔵庫と展示室の空調が定時運転になっている

有機酸・アンモニア管理上の課題

- ・個別移動式ケースは有機酸、ホルムアルデヒドが検出されており、国指定品の展示には使用していない。ゆえに展示する場所が限られることになる
- ・新設のエアタイトケースと既存の収蔵庫の一部から有機酸ガスが検出され、除去に苦慮している
- ・本来は定期的に行う必要を実感しているが、有機酸・アンモニア検知剤等の予算が常に確保されているわけではないため、公開計画によって、その都度対応している状況である

<特徴的な回答>

- ・4年毎の指定管理のサイクルの中で行わなければならないため、長期的な計画が立てられない
- ・複合施設内のテナントフロアであり、博物館専用施設ではないことから、オープンしてから今後、環境変化、虫害など注意していく課題があるが、具体的な対策ができていない
- ・空気環境が安定しない。継続的なモニタリング調査を行っているが、確実な原因がつかめていない。調査及び改善策についても、多額の経費が必要
- ・定期的、恒常的な害虫等の監視は、職員が意識を持って行っているところである。今後はさらに有機酸等への対応を配慮しつつ取り組んでいく必要がある。財政サイドにも強く働きかけながら、継続的に環境の改善に取り組むこととしている

国宝・重要文化財（美術工芸品）の公開活用に関する運用等の課題

■ 代表的な回答と特徴的な回答

<代表的な回答>

専門学芸員の拡充と育成

- ・専門学芸員の育成に対する計画が全く立てられていない
- ・学芸員間で重要文化財等の取り扱いの習熟度にはばらつきがある。この10数年、予算削減の影響もあり、重要文化財等の資料を借用した展覧会を担当する機会が減少していることも一因と考える。また、館内で技能等の維持・継承・向上の体制が構築できていないことも課題である

保存環境・保存科学専門職員の配置等に関する課題

- ・保存環境・保存科学の専門職員の配置。IPMのための館内組織の設置
- ・作品保護や保全に関する業務は、開館当時には想定されていなかったので、これから予算計上したいものがあるにもかかわらず、その名目の重要性をなかなか認識してもらえず、結果として予算がつかない

運営・費用上の課題

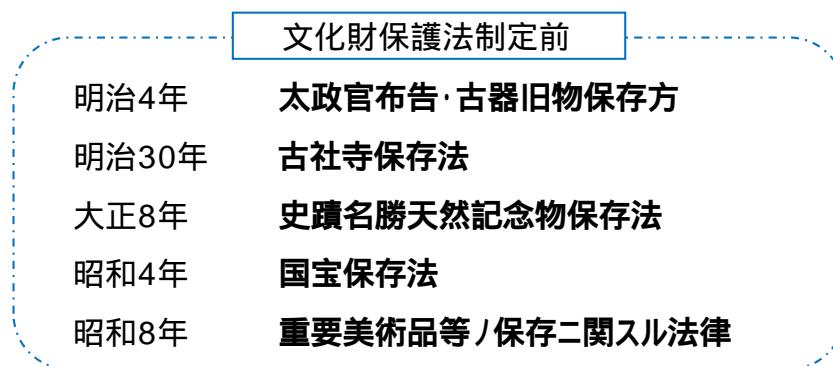
- ・施設設備の老朽化が進んでいるが、改修等の予算は付いていない。また、他館からの借用に際して必要となる運送費や保険料などの予算も獲得が難しい状況
- ・運営予算が年々削減され、国宝・重要文化財を借用・公開するための輸送費等が十分に確保できない状況に追い込まれている。また修理や保存状態の改善を訴えてきているが、設置者になかなか認められない。指定管理者のため財政当局に直接訴えられず、対応に時間もかかる。必要なこともなかなか言い出せない

<特徴的な回答>

- ・指定品を出品することで展示作品の“目玉”的効果があるが、書画・彫刻など傷みやすい作品の出品回数・日数が増してゆくのは、保存面からみて良くないことと思われる。他館からの借用希望も多いので、公開と保存のバランスを考えて「安全」な取り扱いをしていきたい
- ・スケジュールの都合により、文化庁の取り扱い研修や保存担当学芸員研修を受講できないため、文化財の取り扱いや保存に関する知識や経験、認識が足りない学芸員が増えている。研修の回数を増やして、一人でも多くの学芸員が研修を受講できるようにして欲しい
- ・収蔵庫の不足も大きな課題である。貴重な文化財を収集し寄託を受け入れることは国の宝を未来に伝える重要な使命である。しかし現実的に収蔵庫は限界に達しており、収蔵施設の早急の増設が望まれる

文化財保護法等

文化財保護法の変遷



昭和25年 **文化財保護法の制定**

文化財保護委員会の設置

- 国の指定制度の改正（国宝・重要文化財の二段階区分）等
 - 無形文化財及び埋蔵文化財の保護制度の創設
- 重要文化財及び史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを国宝及び特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定

昭和29年改正

- 無形文化財に関する制度の充実
 - 埋蔵文化財に関する制度の充実
 - 民族資料に関する制度の充実
- 重要無形文化財の指定制度の創設及び無形文化財の選択制度の創設
- 有形文化財の類型から独立させ、埋蔵文化財包蔵地発掘の事前届出制等の実施
- 有形文化財の類型から独立させ、重要民俗資料の指定制度及び無形の民族資料の選択制度の創設

昭和43年改正

文化庁の発足

文化財保護審議会の設置

■歴史資料分野の創設

- 埋蔵文化財に関する制度の整備 国の機関等による遺跡発見の場合の特例制度の創設や工事中の遺跡発見の場合の保護制度の制度等
- 民俗文化財に関する制度の充実 民俗資料を民俗文化財に改め、重要民俗資料を重要有形民俗文化財とともに重要無形民俗文化財の指定制度を創設
- 伝統的建造物保存地区制度の創設 伝統的建造物群及びこれと一体を成してその価値を形成している環境を保存するための制度の創設
- 文化財保存技術の保護制度の創設 選定保存技術の選定制度の創設

平成8年改正

- 近代文化財の保護対象化 歴史資料分野における指定基準に「科学技術」を追加し、近代の文化財（古文書、記録から写真、フィルム、機械類まで）を保護対象化
- 文化財登録制度の創設 建造物のうち、国・地方公共団体の指定以外の文化財の保存等のための登録制度の創設

平成11年改正

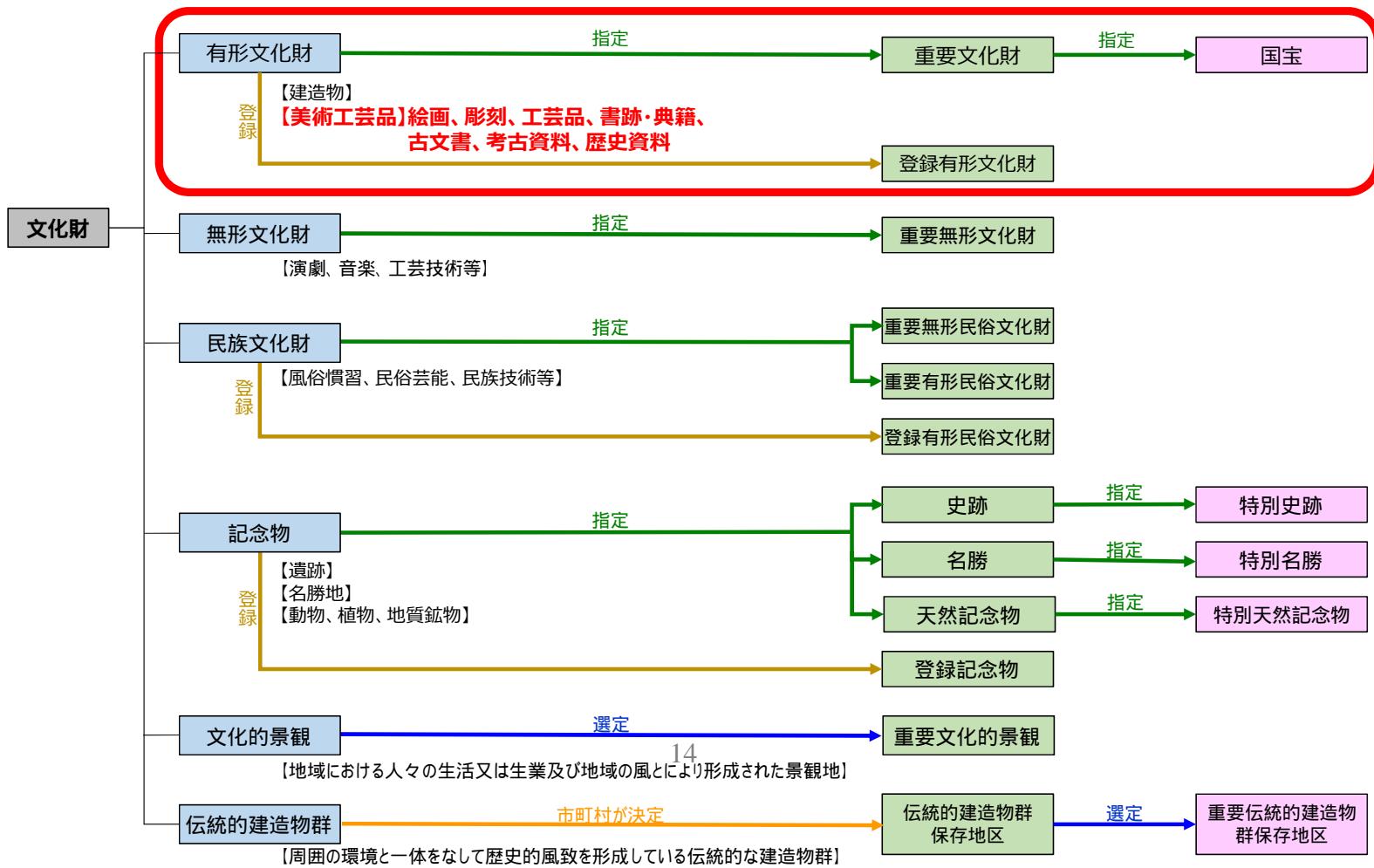
文化審議会への変革

- 都道府県・指定都市等への権限委譲等

平成16年改正

- 民族技術の保護対象化
- 文化的景観の保護制度の創設 重要文化財景観の選定制度の創設
- 文化財登録制度の拡充 建造物以外の有形文化財、有形の民族文化財及び記念物にも登録制度を拡充

文化財保護の体系



政府方針等【関係箇所抜粋】

経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～（抄） 平成29年6月9日閣議決定

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

2. 成長戦略の加速等

（5）新たな有望成長市場の創出・拡大

文化芸術立国

「文化経済戦略（仮称）」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模（文化GDP）の拡大に向け取組を推進する。文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進めるとともに、国立文化施設の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築を図る。

未来投資戦略2017 Society 5.0の実現に向けた改革（抄） 平成29年6月9日閣議決定

第1 ポイント

1. 地域経済好循環システムの構築（中堅・中小企業、サービス産業、農林水産業、観光・スポーツ・文化芸術）

実現のために必要となる主要項目

地域の面的活性化、圏域全体への波及

（主な取組）

<観光・スポーツ・文化芸術>

・文化財の更なる公開・活用を促進するため、文化財所有者・管理者からの相談への一元的な対応等を行うセンター機能の整備に取り組むとともに、文化財保護制度について持続的活用の観点から見直しを進める。

第2 具体的施策

地域経済好循環システムの構築

3. 観光・スポーツ・文化芸術

（2）新たに講すべき具体的施策

i) 観光

観光資源の魅力を高め、地方創生の礎に

イ) 文化財の観光資源としての開花

・文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備やネイティブの専門人材を活用した多言語解説などの取組を1,000事業程度実施し、日本遺産をはじめ文化財を中心とする観光拠点を200拠点程度整備する。優良な取組を実施する観光拠点形成のモデルとして、4か所の地域を重点支援する。

さらに、VR技術の活用、地方における国宝等の展覧促進によるその保存・活用ノウハウの地方への蓄積、文化財修理の入札など手続の改善を行う。

キ) 新たな観光資源の開拓

・「楽しい国・日本」という新たなブランドの確立に向け、ナイトエンターテインメント、伝統芸能等の新しい外国人向けコンテンツの開発、演劇、スポーツイベント等の多言語化、外国人枠の設定、夜間開催等の受入体制整備を進めるとともに、これらのコンテンツのSNSも活用した情報発信強化のための官民検討会を立ち上げる。また、国立の美術館・博物館について、参加・体験型教育プログラムの充実、多言語化、開館時間の延長等を促進する。

政府方針等【関係箇所抜粋】

）文化芸術資源を活用した経済活性化

文化芸術資源の活用の更なる促進に向けた体制・制度の整備

・文化芸術資源を活用した新たな需要やイノベーションの創出のため、学芸員の質的向上や高度プロデューサー人材等の育成をはじめ、多様な人材の戦略的な育成・確保を図る。

・文化財の更なる公開・活用を促進するため、地方公共団体、博物館・美術館等の文化財所有者・管理者の相談への一元的な対応や情報発信を行う文化財公開・活用に係るセンター機能の整備に取り組むとともに、文化財保護制度について持続的活用の観点から見直しを進める。文化財の適切な周期での修理・整備・美装化及び防災・防犯に取り組むとともに、ユニークペニューや多言語解説等の優良事例の普及や、VRや「ローン文化財」（高精度な文化財の複製）の技術等を活用した公開を促進するための検討を行う。

文化芸術資源を核とした地域活性化・ブランド力向上

・「上野文化の杜」等をモデルとして、文化クラスター（文化集積地区）創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を関係省庁が連携して集中的に支援する。文化芸術に対する国・地方の支援策への専門家による助言・審査・評価等（アーツカウンシル機能）の連携・強化、日本遺産のブランド力向上に取り組むとともに、文化施設の多言語対応や夜間開館等の推進に向けたマネジメント改革等を促すガイドラインを本年度中に策定する。

まち・ひと・しごと創生基本方針 2017 （抄） 平成29年6月9日閣議決定

. 各分野の施策の推進

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

一次産品や観光資源、文化・スポーツ資源など地域資源・地域特性を活用した「しごと」づくり

[具体的取組]

多様な地域の文化資源等を活用した観光の振興

・核となる文化財の適切な周期での修理・整備・美装化、美術館や博物館における参加・体験型教育プログラム等への支援、ユニークペニュー等の優良事例普及等について引き続き取り組むとともに、日本遺産のブランド力向上や日本遺産認定地域の質の向上等を促進し、平成32年までに文化財を中心とする観光拠点を200箇所程度整備する（平成29年4月末日時点で日本遺産と歴史文化基本構想を合わせて111箇所）。

国宝・重要文化財（美術工芸品）について

国指定文化財（美術工芸品）の件数（平成29年9月現在）

国指定の文化財件数

種別／区分	指定件数	うち国宝
絵画	2,017	160
彫刻	2,701	134
工芸品	2,457	253
書跡・典籍	1,909	227
古文書	764	61
考古資料	633	47
歴史資料	205	3
計	10,686	885

所有者別件数

所有者	件数	%
国・独法	1,535	14.4
社寺	6,065	56.8
法人	1,717	16.1
個人	702	6.6
その他	667	6.2
都道府県	183	
市町村	400	
その他	84	
計	10,686	100

国宝・重要文化財(美術工芸品)時代別指定件数一覧 (平成29年 9月現在)

時代 種別	旧石器	縄文	弥生	古墳	上古	飛鳥	奈良	平安	鎌倉	南北朝	室町	桃山	江戸	近代	計(A)
絵画							12	162	717	131	283	127	258	49	1,741
彫刻						123	130	1,454	735	68	92	10	17	6	2,635
工芸品				4		25	134	326	951	257	217	167	160	7	2,248
書跡・典籍						2	203	488	586	100	74	13	49		1,515
古文書						5	39	142	341	110	63	23	29		752
考古資料	10	115	109	174		12	71	78	21	6	4	2	3		605
歴史資料							1	1	12	2	19	10	96	41	182
計	10	115	109	178		167	590	2,651	3,363	674	752	352	612	103	9,678

外国

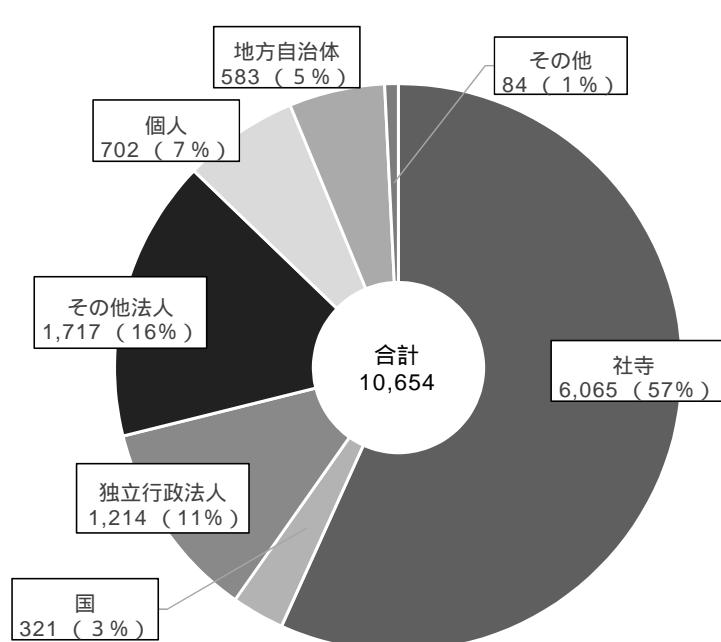
国別 時代 種別	東洋								総計(A) + (B)		
	中國						朝鮮	その他の	西洋	計(B)	
	唐以前	唐	五代十国	宋・元	明・清	計					
絵画		6	7	189	41	243	33		276	276	
彫刻	17	38		6		61	4		65	1	66
工芸品	4	28		91	27	150	47	2	199	10	209
書跡・典籍	16	58	1	305		380	12		392	2	394
古文書	1	1		6	2	10	1		11	1	12
考古資料	23	3				26	2		28		28
歴史資料					4	4	2	2	8	15	23
計	61	134	8	597	74	874	101	4	979	29	1,008

総計(A) + (B)

種別	総計
絵画	2,017(160)
彫刻	2,701(134)
工芸品	2,457(253)
書跡・典籍	1,909(227)
古文書	764(61)
考古資料	633(47)
歴史資料	205(3)
合計	10,686(885)

(注) ()内は国宝で内数。

国宝・重要文化財(美術工芸品)所有者別指定件数 (平成29年 9月現在)



所有者	件数	%	
寺社	6,065	56.8	
国	321	3.0	
独立行政法人	1,214	11.4	
法人	一般社団法人	8	0.1
	学校法人	33	0.3
	公益財団法人	656	6.1
	財団法人	65	0.6
	国立大学法人	51	0.5
	社団法人	2	0.0
	大学共同利用機関法人	95	0.9
	その他	807	7.6
	小計	1,717	16.1
個人	702	6.6	
地方公共団体	都道府県	183	1.7
	市町村	400	3.7
	小計	583	5.4
その他		84	0.8
計		10,686	100.0

平成29年5月1日現在

文化財の種類		都道府県	市町村	合計
有形文化財	建造物	2,494	9,493	11,987
	美術工芸品	10,347	42,796	53,143
無形文化財	芸能	32	269	301
	工芸技術	127	233	360
	その他	11	88	99
民俗文化財	有形	748	4,908	5,656
	無形	1,666	6,327	7,993
記念物	遺跡	2,988	13,005	15,993
	名勝地	276	865	1,141
	動物・植物・地質鉱物	3,010	10,892	13,902
文化的景観		10	20	30
伝統的建造物群保存地区		1	116	117
保存技術		28	21	49
計		21,738	89,033	110,771

文化財（美術工芸品）の代表例 ~ 絵画 ~

紙、絹、板、漆喰などに墨や絵具を使って表現されたもので、壁に直接描かれた例もあるが、掛軸、巻子、屏風、襖、額などの形状に表装されたものが大多数を占める



紙本墨画鳥獸人物戯画甲巻断簡（東京国立博物館）

絹本着色十一面觀音像
(奈良国立博物館)

高松塚古墳壁画（文部科学省）

絹本着色山水屏風（京都国立博物館）

文化財（美術工芸品）の代表例 ~彫刻~

仏像、神像、肖像、仮面などの立体造形で、素材的には金属造、乾漆造、塑造、石造などに大別されるが圧倒的に木造が多い



木造金剛力士立像（所在南大門）（奈良・東大寺）

銅造积迦如来倚像（東京·深大寺）

乾漆不空羈索觀音立像（奈良·東大寺）



臼杵磨崖仏（大分·臼杵市）



金色堂堂内諸像（岩手·中尊寺）

文化財（美術工芸品）の代表例 ~工芸品~

金工、漆工、陶磁器、染織、刀剣など、材質的・構造的にも多種多様で、用途も実用品から宗教用具まで多岐にわたる



桜螺鈿鞍（文化庁）



色絵若松図茶壺<仁清作>（文化庁）



小袖 繡箔風景四季花文（文化庁）



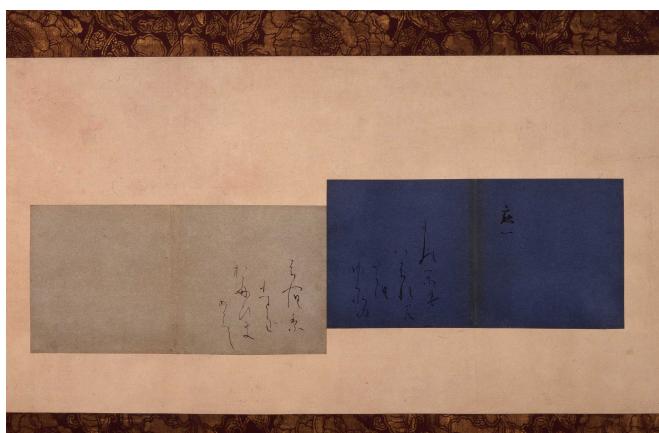
松竹双雀図手鏡（文化庁）



刀 名物中務正宗（文化庁）

文化財（美術工芸品）の代表例 ~書跡・典籍~

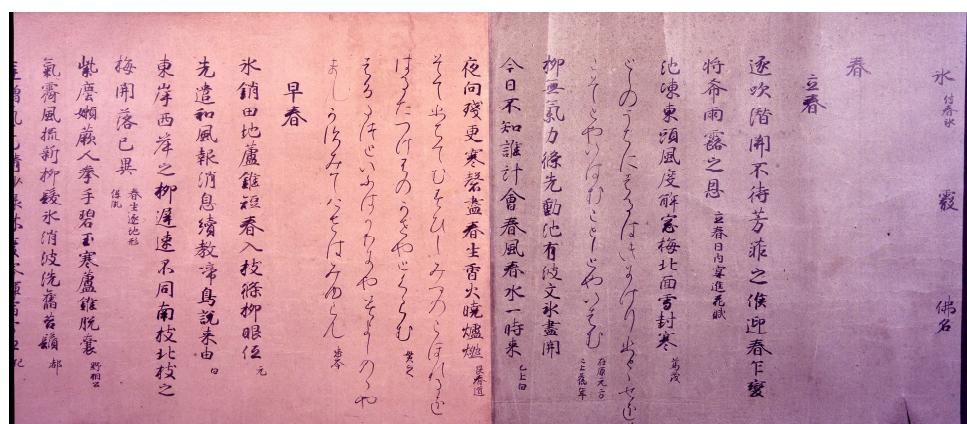
書跡は、平安、鎌倉時代の名筆、鎌倉時代の日本、中国の禅僧の墨跡などの書道史上の優品が中心
典籍は、漢籍、図書、仏典、洋本に大別され、中でも仏典関係が多い



継色紙（よしかは）（文化庁）



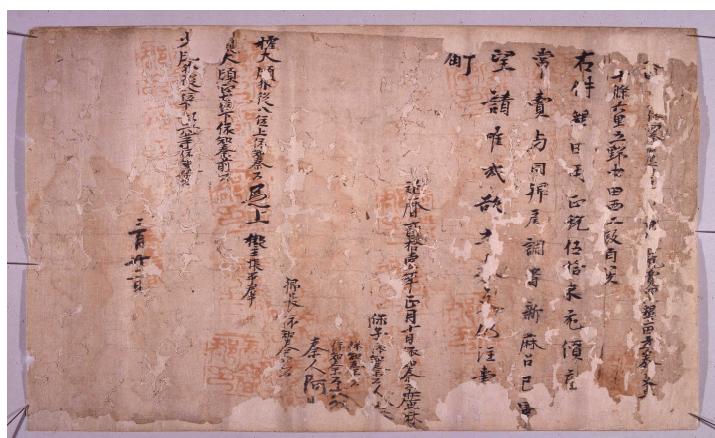
続本朝往生伝（文化庁）



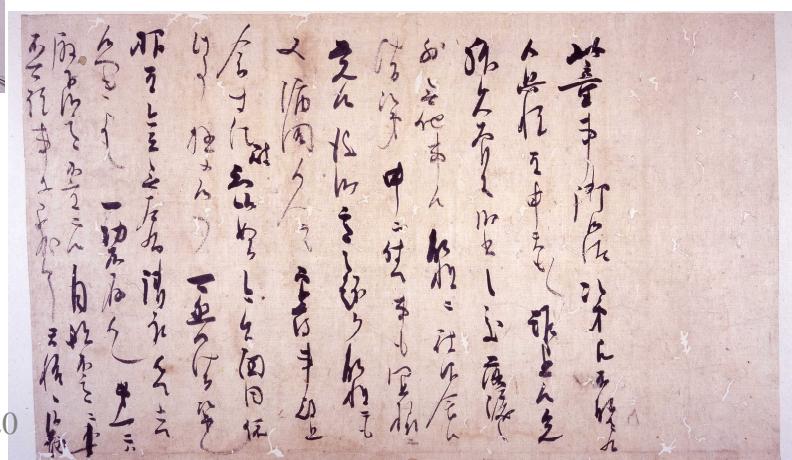
和漢朗詠集残巻（文化庁）

文化財（美術工芸品）の代表例 ~古文書~

古文書、古記録、制札、棟札類、系図、絵図に大別される
宸翰や歴史上著名な人物の発給文書や書状等が指定されている



墾田立券文<延暦二十一年正月十日>（文化庁）



慈円僧生消息（文化庁）

文化財（美術工芸品）の代表例 ~考古資料~

学術的に価値の高い遺跡出土品の一括指定がされている



静岡県登呂遺跡出土品 一括のうち木製品集合写真・静岡市所蔵



栃木県甲塚古墳出土品 一括のうち形象埴輪集合写真・下野市所蔵

文化財（美術工芸品）の代表例 ~歴史資料~

歴史を考察する際に必要な資料で、文字史学（書跡、典籍、古文書）以外の学術資料や、歴史上の事象や人物に関する、分野を横断する資料群も対象となる



東京都・東京市行政文書（東京都）



蘿山代官江川家関係資料（公益財団法人江川文庫）



伊能忠敬関係資料



氷川丸（神奈川・日本郵船（株））

文化財の保存と活用について

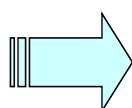
○文化財保護法（昭和25年法律第214号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を**保存**し、且つ、その**活用**を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

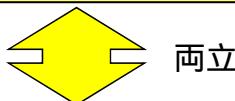


指定（第27条）・登録（第57条）



管理、修理、売買、輸出等への規制
(第31～34条、第43条の2、第44条、第65条等)
修理等への補助、買上げ等の支援
(第35条、第46条、第46条の2)

効果的な保存を担保



文化財の活用

海外展

勧告・承認出品

公開承認施設

文化財を活用した地域活性化・観光振興

○地域振興

○我が国、地域、

○文化力の向上

国宝・重要文化財の指定

文化財保護法（昭和25年法律第214号）（抄）

（指定）

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを**重要文化財**に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるもの**国宝**に指定することができる。



国宝・重要文化財(美術工芸品)指定の流れ

